

令 和 8 年 6 月

ほ ぐ し ゃ
保護者のみなさまへ

松原市立恵我南小学校

校長 道屋 美恵子

台風・地震等発生時の児童の登下校について【保存版】

へい 素より、本校の教育活動にご支援ご協力をいただきありがとうございます。

さて、台風や強風、地震等の影響により、登下校時に各種警報が発令された場合の対応について、下記のようにお知らせいたします。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

(1) 「暴風警報」「レベル4以上の警報」「高齢者等避難(注1)」の対応について

大阪府全域または、南河内地区、松原市に「暴風警報」「レベル4以上の警報」「高齢者等避難」のいずれかが発令されているとき

- ① 午前8時30分までに警報が解除されない場合、臨時休校とします。登校を見合わせ、ご家庭で待機させてください。また、その後のテレビ・ラジオ等の情報にご注意ください。
- ② 午前8時30分までに警報が解除された場合(午前8時30分ちょうどの解除も授業あり)
周辺の安全を確認し、すみやかに登校するようにしてください。
警報解除後も、川・水路などの危険箇所には近づかせないように十分ご注意ください。
- ③ 児童が登校後に「暴風警報」「レベル4以上の警報」「高齢者等避難」が発令された時は、原則学校に留め置き、気象条件が好転し、安全な下校が可能となった時点で下校します。また、状況に応じて、今後の気象情報等をふまえた上で安全確認を行い、緊急時引き渡しカードに従って、学校待機・学童待機・下校の対応をさせていただくこともあります。

(2) 大規模地震発生時(松原市で震度5弱以上)の対応について

松原市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校とします。また、その日以降の登校についても、学校からの連絡が入ってからとし、それまでは自宅待機とします。

(3) 「暴風警報」「レベル4以上の警報」「高齢者等避難」以外の警報等について

松原市に「暴風警報」「レベル4以上の警報」「高齢者等避難」以外の警報等が発令された場合においても、市教育委員会からの指示または校区の状況に応じ、学校長の判断で臨時休校とする場合があります。

◎給食について

- ・「暴風警報」「レベル4以上の警報」「高齢者等避難」が午前7時現在において発令中の場合、それ以降の解除時刻にかかわらず、給食は中止となります。

<午前7時までに警報が解除された場合> (7時を含む)

…通常どおりに授業があります。給食もあります。

<午前7時以降午前8時30分までに警報が解除された場合>

…午前中だけの授業になります。給食はありません。

<午前8時30分を過ぎて警報が解除された場合>

…休校になります。

- ・松原市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、発生時刻にかかわらず、午前7時現在で臨時休校となっていれば、給食は中止となります。

- ◇ 上記の対応はあくまでも原則であり、緊急時には異なった対応となる場合も予想されます。学校としては、児童の安全を最優先に対応しますので、家庭におかれましてもよろしくお願いいたします。
- ◇ 非常時・緊急時には、教育委員会その他関係機関との連絡のため、電話回線を確保する必要がありますので、学校への電話による問い合わせは、できる限りご遠慮ください。

- (注1)：高齢者等避難…指定河川の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合や、洪水の危険度分布で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合、高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が接近・通過することが予想される場合などに、市から発令される避難情報

※災害等発生時の連絡は、松原市教育委員会や学校のHP、家庭連絡メール等でお知らせします。ご確認ください。

